

し ま も こ け ん り 知って、守ろう！子どもの権利

「子どもの権利条約」は、1989年に国連総会で採択され、日本も1994年に批准しました。この条約の基本的な考え方方は、次の4つの原則で表されます。子どもも大人もすべての人が正しく知って守っていくことが大切です。

「子どもの権利条約」の4つの原則

さべつ きんし
差別の禁止

さべつ
差別のないこと

こ さいぜん りえき
子どもの最善の利益

こ もっと
子どもにとって最もよいこと

せいめい せいぞんおよ はったつ たい けんり
生命、生存及び発達に対する権利

いのち まも せいちょう
命を守られ成長できること

こ いけん そんちょう
子どもの意見の尊重

こ いみ さんか
子どもが意味のある参画ができるこ

こま そうだんさき 困ったときの相談先

こま なや そうだん
困ったときはひとりで悩まずに、相談してください。



● 立川市 子ども総合相談

042-529-8566 (子どもも大人も相談できます)
〔月～土曜日 午前9時～午後5時 祝日・年末年始は除く〕

● チャイルドラインたちかわ (子ども向け)

042-526-7622 (あなたの気持ちを聴かせてね)
〔日曜日 午後3時～8時 年末年始は除く〕